



第9号

ごみ減量トレンドィ

2015.6.15発行

警告!! 資源の持ち去りは犯罪(窃盗罪)**です!**



近年、三島市内の資源古紙・資源ごみの集積所から古紙やカン等の資源を無断で持ち去る行為が多数目撃され、注意した市民の方に暴言を吐くなどのトラブルが多発しています。資源ごみや資源古紙として集積所に出された古紙やカン等は、市民の皆さんが三島市にその処理を依頼した資源であり、これを無断で持ち去ることは犯罪です。今後、市ではこのような行為に対し、警察と連携し対策強化に取り組んでいく方針です。

このような行為を発見した場合は、三島市生活環境課(Tel971-8993)までご連絡をお願いします。

【速報】平成26年度のごみ処理状況(集団回収を含む)

ごみ処理量	41,304トン(前年比4.7%減)
市民1人1日あたりのごみ排出量	1,009グラム(前年比4.2%減)

ごみ集積所を適正に利用しましょう！

集積所の日頃の点検、清掃やごみ出しの監視・指導は地域の皆さんで協力して行っていただいています。市内には約2,000箇所のごみ集積所があり、ご家庭で出たごみは、必ずお住まいの地域で決められた集積所に出し、地域の皆さんが安心してごみを出すことができるよう、ルールやマナーを守りましょう。

ごみの分別方法や収集日の確認

適正なごみの分別を行い、地域ごとに決められた収集日に出しましょう。冊子版「家庭のごみの分け方・出し方」を清掃センターと市役所本館1階の市民課で無料配布しています。また、三島市のホームページでもご覧になれます。



【注意】 分別や収集日が守られていない場合
「ルール違反です」と表示された黄色いステッカーが貼られて、回収されることはありません。誤って出した方は、速やかに持ち帰って次の収集日に出し直してください。悪質な場合は、排出者にごみを返却することもあります。

ごみ集積所の管理の工夫

ごみの散乱や野生動物の被害から守るためには、市販の黄色の防鳥ネットや囲い・屋根付きの保管庫の設置が有効です。

※設置費用に対する市の補助はありません。集積所の使用者や自治会の負担でお願いします。



ごみ集積所を新設・移設・廃止する場合

ごみ集積所の場所は、使用者や自治会で確保して決めていただきます。自治会で意見をまとめ、生活環境課までご相談ください。

【新設・移設する場合の基準】

- ・新設の場合は利用予定世帯数がおおむね30世帯以上であること。
- ・公道に接しており、収集車に直接積み込みができ、収集作業がしやすい場所であること。

ごみ集積所に出せない粗大ごみ

集積所に出せない粗大ごみ等は、直接清掃センターに自己搬入していただくか、もしくは市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に戸別収集(有料)を依頼してください。料金については各許可業者にお問い合わせください。

【注意】 戸別収集を依頼する場合は、必ず市の許可業者に依頼してください。

許可を持たない業者に依頼すると不法投棄されたり、高額な処理手数料を請求される場合があるので注意してください。

事業者の方へ

事業活動に伴い生じた産業廃棄物以外のごみ(一般廃棄物)については、自ら清掃センターに持ち込むか、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼してください。清掃センターでの処理費用は有料となります。

ただし、1回当たりの排出量が10kg以下で自治会の同意が得られる場合は、事前に市に届出することにより集積所を利用することができます。詳しくは三島市生活環境課までお問い合わせください。

一般廃棄物収集運搬許可業者

名称	住所	電話番号
三島市廃棄物協同組合	三島市塚原新田343-1	0120-053-340

許可No.	名称	住所	電話番号	粗大ごみ戸別収集
301	(有)野原商事	沼津市大岡2398-1	962-8788	○
302	セキトランスシステム(株)	長泉町竹原383-4	988-6868	○
303	(有)東部クリーンサービス	三島市谷田(桜ヶ丘)1505-4	971-1439	○
304	(有)秋山環境サービス	三島市谷田1982-54	972-1434	○
305	(有)対州	三島市壺町田301-6	986-6252	
306	(有)若松商事	三島市若松町4667-35	986-7528	○
307	(有)新井商事	沼津市大岡1719-1	976-8804	○
308	(有)清翔	三島市谷田386-2	981-0764	○
309	(株)ヨロズヤ	三島市平田151-1	0120-55-1930	○
310	(有)松岡商事	長泉町本宿299-1	986-9126	○
311	日本トリートメント産業(株)	函南町軽井沢281-61	974-2322	○
312	(株)東部処理	三島市塚原新田343-1	973-0505	○
313	渡辺商事(有)	三島市南町14-16	971-2570	○
317	(株)ヤギシ	三島市新谷70-3	972-2525	○
319	(有)村上商事	函南町仁田771-11	979-0620	○
320	三興実業(株)	熱海市福道町3-30	0557-81-7398	
322	(株)富士サービス	駿東郡長泉町下土狩72	986-8611	
323	(有)マルヨシ商事	沼津市下香貫林ノ下1937-43	932-5952	○
324	マルキン紙業	沼津市五月町14-8	921-1145	
325	市栄産業(株)	富士市伝法3752-3	0545-52-5516	
326	(株)タカヤナギ	三島市文教町2-15-36	987-8698	○
327	(有)ダストワーク	沼津市西島町19-15	935-5935	○

三島市のごみ排出量の状況



表紙の平成26年度のごみ処理状況の速報値でも分かるとおり、市民や事業者の方々のご協力により、三島市のごみ排出量は年々減少しています。しかし、市民1人1日当たりのごみ排出量は、依然として県内10万人以上の市の中で最も多い状況にあります。



清掃センターに持ち込まれるごみの中には、以下のようなものが後を絶ちません。

- ・指定ごみ袋に入った大量の紙やプラスチック
- ・新品に近い、まだ使用できると思われる家電製品や家具類

ごみは誰にでも毎日発生するものです。しかし、ごみを漠然と出す前に一度考えてみてください。なぜ、それがごみに変わってしまったのかを……。

■平成25年度 市民1人1日当たりのごみ排出量

市町名	人口	1人1日当たりの排出量	
		合計 (g)	順位
三島市	112,699	1,053	1
静岡市	719,329	1,008	2
富士宮市	135,506	967	3
島田市	101,517	927	4
浜松市	812,888	898	5
沼津市	205,221	853	6
富士市	259,133	836	7
焼津市	144,204	831	8
磐田市	171,327	728	9
藤枝市	146,391	710	10
掛川市	118,188	648	11
県平均		917	
全国平均		958	



ごみの減量にご協力をお願いします。

【三島市廃棄物処理対策審議会から市長への答申について】

平成27年3月20日(金)、市役所市長応接室において、三島市廃棄物処理対策審議会による生活系自己搬入ごみ有料化実施計画案(清掃センターへの持ち込みごみ有料化)及び事業系一般廃棄物処理手数料改定案の答申が行われました。

市では今後、答申内容を踏まえ、市議会に条例改正案を上程し、可決されれば、市民や事業者の皆さまへの周知期間を設け、平成28年4月1日から施行する予定です。



豊岡市長に答申書を提出する平井会長と吉田副会長

発 行 者

〒411-0000 三島市字賀茂之洞4703番地の94 三島市環境市民部生活環境課(清掃センター)
 TEL:971-8993 FAX:971-8994 メール:seikan@city.mishima.shizuoka.jp
 市ホームページ: <http://www.city.mishima.shizuoka.jp/> から「くらし・手続き」へ